

雇用保険を受給する皆様へ

👉 正しく申告し、正しく受給しましょう



正しく

ハローワーク川崎イメージキャラクター
はなさきちゃん

失業認定申告書は、ありのままに記入してください。

1. 仕事を行ったときは、その事実をありのままに申告してください（収入の有無は問いません。）。

✔️ パート、アルバイト、日々雇用
など臨時的な仕事をしたとき



✔️ 内職や手伝いをしたとき



就職が決まったとき
(試用期間や研修期間も含む。)



役員に就任したとき
(非常勤を含む。収入は問わない。)



✔️ 自営業を始めたとき
(準備期間も含む。)



2. 求職活動は、実際に行った内容をありのままに申告してください。例えば、次のような求職活動を実際に行っていないにもかかわらず、偽って申告してはいけません。

○月×日
オンラインでエージェントと相談



○月△日
A社に応募



3. 上記の1や2の他にも...

- 虚偽または架空の内容（雇用期間、離職日、賃金額等）が記載された雇用保険被保険者離職票や他人名義の雇用保険被保険者離職票で失業等給付を受けようとする事。
- 労災保険の休業補償給付は、病気やケガにより働くことができない時に支給されますが、その休業補償給付を受けることを秘匿し、失業等給付を受けようとする事。

これらを正しく申告しないと、不正受給になります。

⇒裏面もお読みください。

不正受給は、このようにして発見されます



<p>コンピュータシステム による発見 (雇用保険の受給記録は事業所からの届出と照合されます。最も多い事例です。)</p> 	<p>電話や投書などの通報 による発見</p> 	<p>ハローワークの事業所調査 などで発見</p> 
--	---	---

不正受給をした場合、厳しい処分を受けます



<p>返還命令</p> <p>不正に受給した金額やそれ以降に受給した金額も全額返還しなければなりません。</p>	<p>納付命令</p> <p>返還命令の金額の2倍に相当する額以下の金額を納めなければならない場合があります。</p>	<p>支給停止</p> <p>正しい申告をしなかった日以降、一切の給付を受けることができなくなります。</p>
---	--	--

例えば、不正受給金額が30万円の場合...
支給停止処分と併せて、90万円以上を納めなければならない場合があります。

<p>返還命令 (不正受給金)</p> <p>30万円</p>	<p>+</p> <p>納付命令 [不正に受給した金額の2倍相当額]</p> <p>60万円</p>	<p>+</p> <p>延滞金 年利率3% [返還命令分 納付命令分]</p> <p>=</p>	<p>以後の 支給停止</p> <p>不正受給処分金額 90万円+延滞金</p>
-------------------------------------	--	--	--

不正受給として処分された場合、

- 詐欺罪で刑事処罰されることがあります。
- 返納を怠ると財産の差し押さえが行われることがあります。



注意してね

受給中の申告で迷ったとき、困ったときは、ハローワークの窓口にご相談ください。